

公立学校情報機器等整備に係る各種計画

令和 7 年 3 月

美深町

【北海道美深町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	210	203	203	200	188
②予備機を含む 整備上限台数		233			
③整備台数 (予備機除く)		233			
④ ③のうち 基金事業によるもの		233			
⑤累積更新率		100			
⑥予備機整備台数		30			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		30			
⑧予備機整備率		100			
(端末整備・更新計画の考え方) 令和 2 年度に整備した端末について、児童生徒数の状況を加味し台数を精査し端末使用から 5 年を経過した令和 7 年度に更新を図る。 (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について) 令和 2 年度に導入した端末 322 台について、使用可能な端末は学習支援の業務用端末や、幼児から I C T に親しむ環境づくりに活用します。 また再使用できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者に再資源化を依頼します。					

【北海道美深町】
ネットワーク計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	100	100	100	100	100
アセスメントの実施有無	無	有	無	無	無
令和 7 年度の端末整備に向け、アセスメントを実施します。 アセスメントの結果により、十分なネットワーク速度が確保できない場合は十分な通信帯域を確保します。 また無線環境設備が老朽化等により、本来の通信速度が確保できない場合には機器等の更新を行います。					

【北海道美深町】

校務DX計画

文部科学省は「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議提言」に基づく次世代の校務デジタル化に向け、文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に示されている、教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現するため、本町において、次に掲げる事項を重点的に推進する。

1 校務系・学習系ネットワークの統合

教職員一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方を可能とするため、ゼロトラストの考え方にに基づくアクセス制御によるセキュリティ対策を十分に講じた上で、学校・町情報管理担当・関係業者と連携を図りながら、ロケーションフリーで校務系・学習系ネットワークへ接続可能な環境の整備に向けた調査研究を着実に進める。

2 校務支援システムのクラウド化

現在、美深町立学校に備え付けのサーバーを使用しており、学校現場において教務・保健・学籍・成績管理など様々な校務で利用している。

グループウェア・保護者連絡・備品管理などの汎用クラウドツールと連携し、教職員間での会議資料等のペーパーレス化、教職員等の負担軽減・コミュニケーションの迅速化や活性化を可能とする環境を構築するため、文部科学省「次世代の校務デジタル化推進実証事業」の状況を注視しつつ、教職員と学校現場における課題・ニーズ等の情報共有を図るなど、次世代の校務デジタル化に向けた校務系ネットワーク・システム等の現状分析や望ましい校務の在り方に関する検討を行い、パブリッククラウド上での運用を前提とした校務支援システムの早期クラウド化を目指す。

3 次世代の校務デジタル化に向けた各種ツールの活用

上記2と合わせて、公務の効率化や授業の質の改善を図るため、授業支援ソフトやデジタルドリルで蓄積された学習系データ、MEXCBTなどの教育行政データ、児童生徒の出欠及び成績情報等の校務系データなど、様々な教育データを自動的に収取・分析・加工して簡潔にま

とめ、集計値や表、グラフなどで可視化するための管理ツールの導入やセキュアな環境下での校務における生成 AI の活用に向けた検討を行う。

なお、現状においては、教職員の ICT 活用能力に個人差があり、上手く活用できないケースも散見されることから、全ての教職員が効果的に活用できるよう、教職員一人一人の ICT 活用能力に応じた個別指導や ICT 研修の実施回数を増やすなどの対応についても、学校等と連携を図りながら検討する。

4 FAX・押印の原則禁止

令和 5 年度 12 月に文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」に基づく自己点検結果の報告によると、一部でまだ保護者・外部とのやりとりで押印・署名が必要な書類があり、クラウド環境を活用した校務 DX を大きく阻害していることが指摘されていることから、災害や教育ネットワークの不具合時など FAX の方が電子メール等より効率的な場合を除き、FAX・押印の原則廃止に向けて、各種関係機関及び学校と関わりのある事業者に対して、教育委員会から慣行の見直しを依頼するなど、継続的に働きかけを行う。

【北海道美深町】

1 人 1 台端末の利活用に係る計画

1 1 人 1 台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の実現及び美深町総合教育大綱で掲げる「次代を担う人材の育成」を実現するため、ICT 機器等を活用し、情報教育の推進や国際化の進展、社会の変化等に柔軟に対応できる能力を育成する教育を推進する。

2 GIGA 第 1 期の総括

国の GIGA スクール構想を踏まえ、令和 2 年度に全児童生徒分の 1 人 1 台端末及び通信ネットワーク等を整備し、小学校においては調べ学習やプレゼンなどの活用、中学校ではレポート作成やパワーポイントの活用など幅広く活用を図ってきているが、各学校・教職員においても利活用の差が生じている現状がある。

3 1 人 1 台端末の利活用方策

令和 2 年度に整備した端末は導入から 4 年が経過し、経年劣化による端末の故障も予想され、日常的な授業の活用に支障が出かねない状況であることから、より高度な ICT 環境下での教育を推進し、1 人 1 台端末を引き続き維持するため、令和 7 年度に全児童生徒分及び予備機を含めた端末の更新を行う。

1 人 1 台端末による学習によって「先生と児童・生徒」という縦の関係だけではなく「児童・生徒同士」という横の関係による「協働的な学び」を継続的に推進していく。

ICT を活用した学びを充実させるためにも、教職員の ICT 活用力の向上は不可欠であり、学校と連携を図りながら継続的に研修を実施し、効果的な活用に向け取り組んでいく。